

令和4年4月から水道メーター検針が 『2か月に1回』に変わります

経費削減および経営改善の一環として、これまで毎月行っておりました水道メーターの検針を令和4年4月から2か月に1回検針(隔月検針)に変更することになりました。

なお、請求につきましては従来どおり「毎月請求」させていただきます。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

●区域割によって「偶数月ごとに検針」 または「奇数月ごとに検針」となります

市内を2区域(偶数月検針区域・奇数月検針区域)に分け、隔月の1日から20日までの間に検針します。※検針日がこれまでと若干前後する場合があります。

●「偶数月検針区域」「奇数月検針区域」は、次のとおりです

偶数月検針区域と奇数月検針区域は下記検針区域一覧表のとおり「検針番号の最初3桁の数字で分け」しています。

「お知らせ票」の検針番号と照合し、ご確認いただくか、2月～4月検針時に配布しますチラシ(お客様のお宅が「偶数月検針区域」「奇数月検針区域」を表記)をご確認ください。

◆検針区域一覧表

地区	偶数月検針区域 (検針番号の最初の3桁)	奇数月検針区域 (検針番号の最初の3桁)
鉄肥	104 105 106 107 108 109 110 111 114	101 102 103 112 113 603
吾田	201 202 203 204 206 207 208 211 212 213 214 215 216 217 223 224 225 226	205 209 210 218 219 220 221 222 227
油津	302 303 304 305 306 309 310 313	301 307 308 311 312 314
東郷	402 406	401 403 404 405
細田	907 908 909	501 502 503 504 601 602 905 906 910 911 912 913 914
鵜戸	610 611 614 901 902	903 904
北郷	921 922 923 924 925 927 928 929 930 931 933 934	920 926 932 935 940 941 942 943 944
南郷	703 710 714 715	701 704 706 707 708 709 711 713 716 717 722 980

ご使用水量等のお知らせ

検針番号
110-00100-00

年 月 分

口 径 用 途 下 水 道
mm 有・無

前 回 検 針 日 回 検 針 日
年 月 日 年 月 日

今 回 指 針
(一) 前回指針
(十) 取替水量

今回ご使用水量 m³

水 道 料 金 円
下 水 道 使 用 料 円
ご 請 求 予 定 額 円

メー ター 番 号
口座振替予定日 年 月 日
前 月 使 用 水 量 m³
※このお知らせ票により集金することはありません。

備考

年 月 分 口座振替済のお知らせ

使 用 水 量 水 道 料 金
m³ 円
汚 水 量 下 水 道 使 用 料
m³ 円
振 替 日 振 替 額
年 月 日 円

上記のとおり口座振替により収納しました。

日南市長

◎上記の金額には消費税が含まれております。

●水道料金の算定方法は、次のとおりです

水道料金は**検針日に計量した水量の2分の1**を検針月、**残りの2分の1**を翌月に請求します。
2等分したときに端数が生じた場合は検針月の翌月の使用水量に加えます。

◆偶数月検針区域の例

【例 6/10 に検針（前回検針 4/10）し、2 か月分の水量が 31 m³ある場合の料金算定】

使用期間	検針水量	算定水量	請求料金	請求時期
4/10～6/10	31 m ³	15 m ³	5 月分	検針月（6 月請求）
		16 m ³	6 月分	検針月の翌月（7 月請求）

◆奇数月検針区域の例

【例 5/10 に検針（前回検針 3/10）し、2 か月分の水量が 31 m³ある場合の料金算定】

使用期間	検針水量	算定水量	請求料金	請求時期
3/10～5/10	31 m ³	15 m ³	4 月分	検針月（5 月請求）
		16 m ³	5 月分	検針月の翌月（6 月請求）

●隔月検針移行に伴う経過措置は、次のとおりとなります

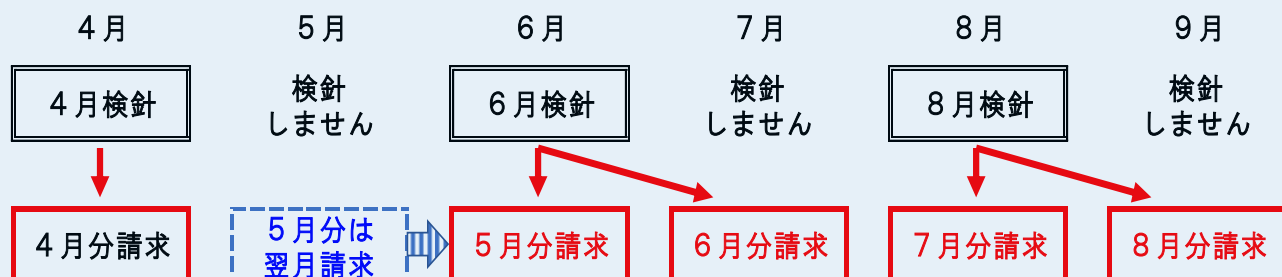
◆偶数月検針区域の経過措置

隔月検針への移行にあたり、**令和4年5月は請求を行わず、6月以降で調整**します。（下記の
と通りの請求になります。）

ただし、閉栓による精算の場合は除きます。

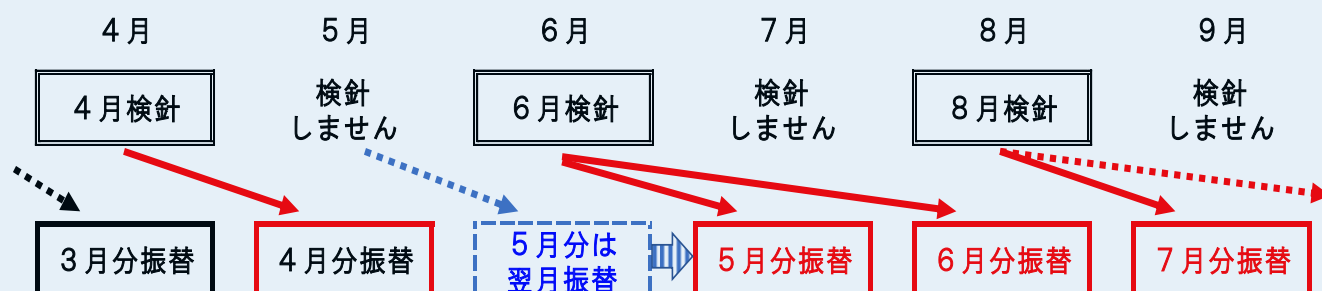
<偶数月検針区域・納付書払いのイメージ>

※5月分請求以降は新料金適用



<偶数月検針区域・口座振替のイメージ>

※5月分振替以降は新料金適用

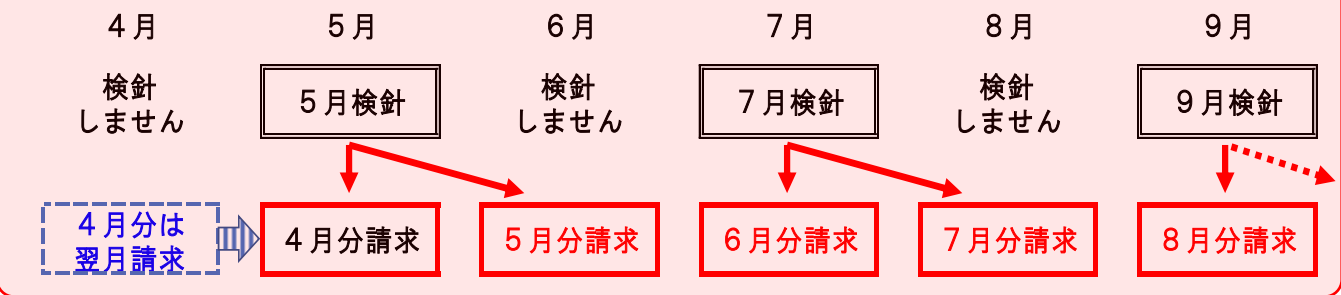


◆奇数月検針区域の経過措置

隔月検針への移行にあたり、令和4年4月は請求を行わず、5月以降で調整します。（下記のとおり）の請求になります。）ただし、閉栓による精算の場合は除きます。

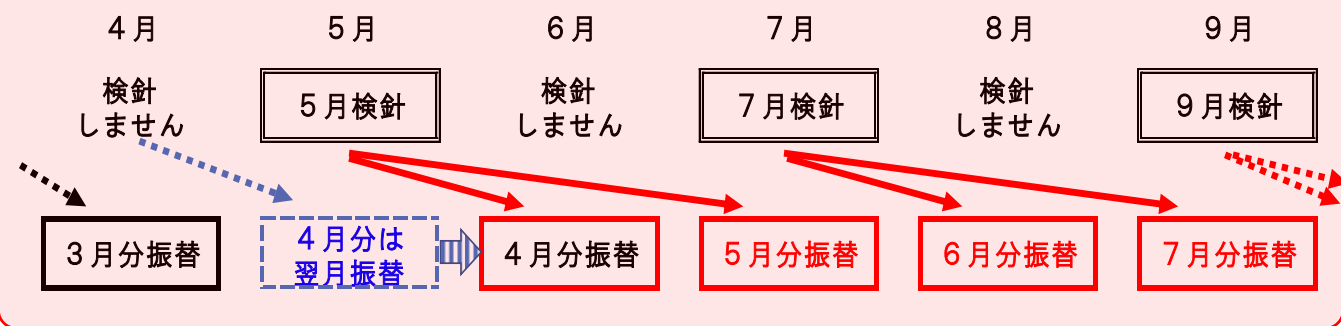
＜奇数月検針区域・納付書払いのイメージ＞

※5月分請求以降は新料金適用



＜奇数月検針区域・口座振替のイメージ＞

※5月分振替以降は新料金適用



問い合わせ先 日南市水道局 水道課営業係（0987）31－1149